

## 並河誠所の五畿内志に就いて (下)

室 賀 信 夫

### 三

五畿内志は、山城志十卷、大和志十六卷、河内志十七卷、和泉志五卷、攝津志十三卷、通計六十一卷より成る五部作であつて、漢文を以て記され、頭初に凡例と誠所の上書文を掲げ、又各志のはじめにはその國の略圖が附せられてゐる。各國志は、まづ一國の建置沿革、府治、疆域、形勝、風俗、祥異、租税を載せ、次に郡毎に卷を改めて、郷名、村里、山川、關梁、土産、藩封、神廟、陵墓、佛刹、古蹟、氏族、文苑等の小目を立て、なほ山城志はそのはじめに京師の一目を置いて各細叙するところがある。

併しながらこの整然たる體例が一に大明一統志に倣つたものであることは、既に間宮士信の編修地誌備要典籍解題に指摘された如くであつて、大清一統志がまだ世に出てゐなかつた當時にして若し地誌編纂の範を他に求むるとすれば、その據るべきものとしては此の書を措いて外になかつたのであらう。殊にこの大明一統志は、夙く室町時代の末に我國に船載され、元祿十二年には京都に於てその翻

刻本が梓行されたので、支那本土では清初に既に亡佚したらしいこの地誌も、日本の學者には却つて容易に通覽し得るものとなつてゐたのである。

五畿内志は、先づその外面的な體裁の上で全く大明一統志を模したものである。その篇目を記すに黒い方格の中に文字を陰刻して白く現はした手法や、その説明に於る割註の用ひ方など、この二つの地誌を比べるならば、餘りの類似に驚くばかりである。

又その内容に於ても、個々の事實の叙述に自から差あるは當然であるがその大體を論ずるところでは、文旨、語彙等を殆どそのまゝ、一統志から援用してゐるところさへあるのである。例へば山城志卷頭の京師上には

葛野愛宕二郡之地、左環鴨河、右帶桂河、南二水合、北枕岡山、形勝甲於天下、誠天造之固也、桓武天皇建爲新京、而定鼎焉、于以統萬邦、而撫四國、眞當天地之中、而爲百王不易之鴻基、自橿原以來、都會之隆未有過焉者也とあるが、これは大明一統志の卷一京師の條に見える。

古幽薊之地、左環滄海、右擁太行、北枕居庸、南襟河濟、形勝甲於天下、誠所謂天府之國也、遼金元雖嘗於此建都、然皆來夷狄入中國、不足以當形勢之勝、至我太宗文皇帝、乃龍潛於此、及繼承大統、遂建爲北京而遷都焉、于以統萬邦、而撫四夷、眞足以當形勢之勝、而爲萬世不拔之鴻基、自唐虞三代以來、都會之勝未有過焉者也

といふ文章の模作であることは疑ないであらう。又山城志の風俗の條の文が一統志の順天府のそれと著しい類似を示してゐる如き、繁を避けて一々舉示しないが、かゝる例はなほ多く見出されるところ

である。又五畿内志の各國の初に載せられた地圖は、その凡例に於てかの幕府の調製せしめた元祿國繪圖に基いたことを謂つてゐるのであるが、而もなほその山川の描法、註記の體裁より地名の取捨に至るまで全く大明一統志所載の圖を模倣してゐるに過ぎない。

その體例も概ね一統志に従つてゐることは明かであつて、京師を山城志の首卷に附して各國志と異なる篇目を設けてゐる如きはその著しい類似の一つに擧げられやう。併し乍ら一統志がすべて府を以て單位として筆を進めてゐるに反し、五畿内志は前述の如くまづ國の大體を論述し、次に郡別に細叙する點では構成の上での大きな相違が認められる。例目も概ね一統志を踏襲してゐるが必しも同一でなく、一統志の學校、書院、宮室は之を刪去し、名官、流寓、人物、列女、仙釋は之を氏族の一目に纏めて時にその細目として列女僧英を掲ぐるに止め、公署は分つて府治、藩封の二目とし、又新たに疆域、祥異、租税、文苑の四目を立てゝゐる。このやうな差異は、併しながら、彼我の國情の相違にもよるのであり、又漢土四百餘州を連載する一統志と、畿内五ヶ國に止まる五畿内志との間には、その對象とするところに於て自から繁簡の差があるべきであつて、いづれにしてもこの五畿内志編纂の體制が大明一統志の強い影響の下にあることは否み難い事實であらう。そしてかくの如き體例へのひたすらなる模倣が、却つて五畿内志に、當時の他の地誌に比して甚だ整然たる外容を與へた所以となつたのであつた。

思ふに、かくの如く建置沿革よりはじめ、山川、故蹟、寺社、人物等の部門を設けて細別叙述する體例は、特り大明一統志に限るものでなく、元和郡縣志以來の支那地誌編纂の傳統であつたことはいふ迄もない。それ故に、當時我が國に於て編述された地誌の多くも概ねその編纂法を之に則つてゐるのであるが、誠所もかゝる傳統をそのままに受容し、敢て地誌の體例に創意を出して新機軸を開かうとしたやうには見受けられないのである。これは一つには誠所自身が弟天民の如き獨創に富んだ學者ではなかつたのによるのであらうが、又かゝる漢土の地誌がその根柢に持つてゐるところの思想が、誠所の腦裡に於て當然其鳴せられ得べきものを示してゐたからでもあらう。大明一統志の英宗の序文を見ると、

凡天下之士、亦因得以考求古今故實、增其聞見、廣其知識、有所感發興起、出爲世用、以輔成雍熙泰和之治

と言つてゐるのは、即ち地誌を以て天下を治むるの資となさんとするのであつて、又政治への功用的に地誌の存在の意義を考へんとするのであり、その精神に於て、かの通鑑等の名を以て呼ばれる一群の歴史書との類同を示すのである。かゝる考へ方は又支那地誌の古くより持ちつゞけたところであるが、これは前述した如く學問の實際的傾向を重んじた誠所にとつては無縁の言葉ではなかつた筈である。それ故に誠所も幕府への上書に、

夫先王之化民也、以五方土地風氣所生剛柔燥濕飲食衣服各有其性不可變遷、故別其州縣、定其山川、分其圻界、

條其物産、知其志、而通其欲、齊其政、而修其教

と叙べてゐる。即ちこゝには、風土によつて規定される生活形態の特殊性を知悉し、之によつて政治を行ふべきものとする經世的な考へ方が現はされてゐるのである。それは總て、前章に説いたやうな誠所の歴史主義と結付くものがあつた。そしてこのやうな意圖の下に著された地誌が、かの自然への驚きを一つの契機とする近代の地理學と甚だ趣を異にしてゐるのは寧ろ當然である。風土がその住民に「變遷すべからざる」一定の生活を與へてゐることには氣附いてゐるにしても、かゝる風土そのものへの觀察に眼を向け、その理由を、その様態を深く探求することは、誠所の興味を惹くところでは有り得なかつた。五畿内志に於て、かの形勝、風俗等を叙する際には、屢々大明一統志の文章を殆ど剽竊したともいひ得る程無批判に援用してゐるのは、これ等の篇目を立てたことが、單に地誌の傳統的體例に忠實であらうとしたのみであつて、誠所が特に何らかの思索をこゝに致したものでなかつたことを物語つてゐる。誠所は、その自覺せると否とを知らず、彼の歴史への關心から地誌を取上げたのであつたらう。そして之が五畿内志編纂の上に於て、誠所の態度を方向づけるものとなつて現れてゐるのである。

地誌を編述するに當つては、まづ現實に存する無限の雜多の中から、その對象となすべきものを選択しなければならぬ。その價值判斷の基準を誠所は歴史に求めたのであつた。大明一統志に範をと

つたその體例の全體が既に歴史的なものに重點を置いてゐることは言ふまでもないが、更にその凡例、神廟佛刹の條には、

神廟本延喜之式、式之所漏謂之式外、式外數邑所祀、及涉有據者、定額佛刹及貯舊記者、在名山大川者、悉皆載之、不然雖高堂麗祠不載焉、

とあつて、一應の依據を求め得るものでなければ、高堂麗祠と雖も載録しないといふのである。それのみではない、山川、關梁、郷名、村里、土産、租税等に至るまでその精神を窺ひ見ることが出来る。山も川も誠所にとつては古典に載せられ、古歌にうたはれてゐることに於て價値を認められるものであつた。租税も、現在の税額より却つて過去のそれに詳しく、土産すら、凡例には「有物不必珍以其出多爲名者、亦採録之」と斷りつゝもなほその數量の多寡に觸れずして却つて文獻に見ゆるものを一々書加へることを怠らなかつたのである。

かゝる點から見ても、誠所はいはゞ地理にかけて歴史を書かうとするものであつた。然しながら地誌は斷じて歴史書の形態たり得ない。それは飽までも土地への關聯に於て存するものであつて、時の流れを描き得るものではなく、假令又描き得るとしても、極めてそれに不適當なものだからである。それ故に誠所に於る地誌は、歴史への資料として自らの意味を見出すべきものであつた。史料を採訪しその所在を明かにすること、そして又史上に現れた社寺や古蹟や地名等を實際について考證するこ

と、それがこゝでは誠所に與へられた主要な課題となつたのである。而もかゝる實證的態度こそは彼の地誌編纂の根幹ともなつたものであつた。その幕府への上書文に、

辱蒙恩命、巡視五畿、如山川邑里神廟佛刹橋梁名産古蹟池塘、則跋涉登臨、詳其興廢、質其名實、

と述べてゐるのは、單にその畿内巡歴の辛苦を語るのみのものではなくして、そこに、正確なる知識を悦び、事象を現實に觀察することを價值ありとする誠所の思考が明かに觀取され得るのである。

事を叙するに當つて、誠所の筆はまことに簡潔明確である。考證の手續きを述べる煩を避けて直截にたゞ結論のみを掲げてゐるのは、又一統志の筆法を學んだものであらう。然しその短い叙述の裡には必ず確固たる依據を持つてゐた。五畿内志には極めて簡略な割註となつてゐるけれども、河内國高座神社の所在を確める爲に並々ならぬ努力が拂はれたことは、既に前章に誠所の手簡を引用して述べた通りであるが、かゝる例は誠所の手記に成る河内國之覺と五畿内志の記述とを參照比較することによつてなほ多く見出されるところである。そして彼の手によつてその所在の明かになつた社寺古蹟の類は決して少しとしないであらう。然もそのみに止らず、五畿内志には誠所の見聞に入つた夥しい古書、古文書、金石文等の史料の所在が丹念に筆録されてゐる。その意の在るところが、史家の他日の考證に役立たしめんとするものであることは言ふ迄もない。そしてかゝる史料の採訪と、所謂歴史地理學的な考證とこそは、假令多田義俊のちがや草がその二三の過誤を指摘したとしても、なほこ

の五畿内志を、他の案内記的な、或は文學的な地誌類から確然たる學問的業績として特徴づけるものなのであつた。誠所のかゝる態度が、彼自身の學問傾向によるものであることはいふ迄もないが、更に又その上には、既に言及したやうな當時の實證主義的精神が色濃くその影を落してゐることを思ふべきであらう。

なほ之と關聯して考へられて來るのは、誠所の史跡顯彰の事蹟である。誠所は史籍に見ゆる社寺古蹟の考證に止まらず、進んでその明證を得たものには其の地に石碑を立て、之を顯彰保存したのである。それらは今もなほ畿内の各地に残るものが多い。河内の王仁の墓の碑の如きその一つであるといふ。之は五畿内志の資料調査の傍ら行はれたのであるが、その業を卒へてからも、この建碑のことは續けられ、大阪の商人菅廣房から寄與された金をその費用に充て、一方大岡忠相の斡旋によつて幕府の許可をも受け、五畿内志に參校した久保重宜が主としてその事に當つて、攝津式内社二十ヶ所の碑を立てることが出來た。このことの詳細に就てはいづれ他日の機に譲りたく思ふが、このやうな早い時代に既にかゝる史跡の顯彰保存に力を致したことは注目すべき事實であつて、このことに於て又誠所の實證的傾向の一つの現れを見得るのである。

その當時、既に各藩や國々の地誌編纂は漸く繁きを加へて來てゐた。之を畿内五ヶ國に見ても、延寶より元祿の交にかけて、雍州府志、山城名勝志、山州名跡志、大和名所記、河内名所鑑、泉州志、

攝陽群談等がある。之らに伍して、五畿内志はその整然たる體例と卓拔せる内容に於て一頭地を抜くものであり、なほ畿内最初の通志たる點に意義をもつものであることは既に人の言へる如くである。併しながら、五畿内志が意圖するところは單に五畿内の通志たるに止まつてゐるのではなかつた。この書の正しい名が示すやうに、それは日本輿地通志の畿内部なのである。勿論誠所は、上田寛の誠所先生家傳に見ゆる通り、當初から日本全國の通志を獨力で完成しやうとは考へてゐなかつたのであるが、併し、かゝる日本地誌の陳吳たらんとしたものであることは明かである。そしてこのやうな意見は、單に誠所ひとりの胸中を往來したものでなく、既に幕府にあつてもかゝる地誌編纂の氣運が動いてゐたのではなかつたであらうか。如何に要路の人々と交遊があつたとはいへ、布衣の一老儒に過ぎない誠所に幕府があつたやうに厚い援助を與へたことは、この間の消息を物語つてゐるものと思はれるのである。幕府は既に歴史の方面に於て、林羅山、鴛峯父子をして本朝通鑑を編修せしめた。次に來るべきものは地誌の編纂であらねばならない。大岡忠相が青木敦書をして諸國の舊記古文書を採訪せしめたのも、亦かゝるものへの準備とも考へ得るであらう。五畿内志は幕府の事業ではなく、その援助といふ形式ではあるけれども、前章に述べたやうにその業を卒へるまで之に扶持米を給與し、又その板行に際しては出版取締の法令を改正することをさへ敢てしてゐるのである。それは殆ど半ば官撰に近いものとも言ひ得るであらう。とすれば、五畿内志は、和銅延長の風土記以來絶えてその舉を見

なかつた官撰地誌の復活であつた。そして又日本通志の第一聲でもあつた。誠所が大明一統志の體例を忠實に模倣したことも、この日本輿地通志を竊かに漢土の勅撰地誌に比せんとする心の現れではなかつたであらうか。この意味に於て五畿内志は又、後に幕府が大規模に計畫した新編武藏風土記稿等の先引をなすものとも言ひ得られるのであつて、これらの點は五畿内志に一篇の地誌たる以上の意義を賦與するに充分であらう。然もなほこのことはそれのみには止まらない。直接誠所の五畿内志に刺戟されて地誌を撰述したのも現れたのである。豆州志稿その他がそれであつて、之に關聯し、誠所の豆州三島に於る流芳に就てなほ一言したいと思ふ。

誠所が、その晩年隱栖の地となつた伊豆の三島に初めて學を講じたのは享保十年の交であつた。堀川塾の學友であつた三島大社神宮矢田部休翁の需めに應じたのである。同じ十一年五年には仰止亭といふ一字の講堂が休翁等の手によつて建てられ、爾來冬夏の間誠所は常に來つて邑人の爲に講筵を開いたのであつたが、駿豆の秀麗な風光と、知友門弟の溫情とがこの孤獨の老學徒の心をいたく惹いたのであらう、誠所はやがて此處を自らその終焉の地と定めたのであつた。<sup>①</sup>殊に地誌編纂の業を完成した後は専ら三島に在つてその鍾愛する富岳を友とし、既に古稀に達した身を孳々として四書刪正疏意補の著述にいそしんだのであるが、遂にその完稿を見るに至らずして元文三年三月十日この地に永眠したのであつた。享年七十一歳。遺言により三島の北一里金堀塚の側に葬つたが、今その墓は遷され

て同町本覺寺の境内に存してゐる。この客郷に逝いた彼にとつて、その墓を守るべき寄邊の者もその地に無かつたのであるが、生前誠所の學徳を欽慕してゐた門弟達によつて四時の香花は絶やされなかつた。その護衷の門弟四十三人の姓名は、墓の跗石に刻されて床しい師弟の情を今に物語つてゐるのである。

誠所のこの三島に於る講學が、東駿北豆の好學の人々に大きな感化を及したことは言ふまでもないが、殊にその門流の間から二三の地誌の編纂者を出したことは注目に値する現象であらう。駭河名勝志の著者隣山川合長行、豆州志稿の編者富南秋山章等がそれである。長行の名は誠所の墓碑に刻されてその門人であつたことが明かである。富南も、その跗石に秋山良好と見えてゐるのがそれではあるまいか。賛川他石氏の紹介によれば、長行が秋山富南に與へた書牘に、

不肖十八歲而奉謁並河先生、始知書不可不讀、且思學不可無友、(中略) 如足下爲人聰明、而好學不倦、勵行無惰、智足以治國家、辯足以闢異學、於戲、復興並河先生之道於駿豆之間、舍足下其誰也、

と見え、又富南の自記にかゝる秋山文稿には、

當時賢兄語僕以攘蕩天下之異學、而大顯明並氏之正宗焉爲已任也、嗚呼大矣哉、志誠可尙矣、

といふ長行への復書があつて共に伊豆の秋山家に所藏せられてゐるが、之らの文章は如何にその門弟達が誠所の學風に私淑してゐたかを物語るものであらう。そして此の人々の誠所から受けたものは、

先づその實學的傾向であつた。富南の「論古今學文之異」にも學問の開務濟利に役立つべきことを論じてゐるのである。長行が駿豆の間に復興せんことを願うた「並河先生之道」とは、又即ちかゝるものを指してゐるに外ならないであらう。そしてその現れとして、先師の地誌の業へ、この門弟達の關心が自から趣いたのも當然と言はなければならぬ。

長行はまづ駿河名寄と題する一篇の地誌をものしたが、その完成を見ずして病に倒れ之を秋山富南に遺託して歿した。然し富南は自ら國學に通せずとして更に西原竹溪に委ねて之を匡補せしめ、その後長行の門人植松修道が更に加筆完成して、天明六年上梓したのが駿河名勝志である。併し之はいはば一種の和歌名所記の類であるが、正しく誠所の遺業を繼いだものは秋山富南の豆州志稿であつた。亦伊豆韭山の代官江川氏の援助を得たものであつて、多年豆州を巡行し、その細密に調査し得たところを記し寛政十二年幕府に献上した。十三卷より成り、その編纂の態度とその考證の精神に於て、概ね五畿内志の蹤を追ふものであることを窮知し得るのであるが、更にこのことを明かに示すものは同じ富南の手稿に成る伊豆國輿地志である。その年代は明かでないが豆州志稿の前身とも見らるべき未定稿であるらしく、僅にその第一卷の一部が現に三島の矢田部盛穂氏の許に藏せられてゐる。假名交り文で叙述されてはゐるが、その體例を殆どそのまゝ、五畿内志に學んでゐるのを見得るのであつて、富南の地誌編纂が全く誠所の影響の下に成つたものであることを物語つてゐる。

更になほ、もう一人の地誌家がこの豆州志稿によつて孕まれた。富南の門人であり、後にその女孫を娶つた村松善政がそれであつて、豆州志稿編纂にも大に盡力したらしく、孫善政校としてその名を現はしてゐる。善政は後にその生國甲斐に歸り、偶々甲府勤番支配松平定能に用ひられ、かの甲斐國誌の編纂に參與して大に貢獻するところあつたのであつた。<sup>④</sup>

かく觀來るならば、誠所の五畿内志は秋山富南の豆州志稿によつて受繼がれ、その流れは甲斐國誌に及び、他方又、駿河名寄、駿河名勝志の如き地誌的作品をも生んだものであると言ひ得るであらう。要之、五畿内志は、江戸時代中期に於る學問の實證主義的傾向の一の具體的作品として現はれたものであるが、その先に説いた如く、官撰地誌の前驅をなし、又日本通志の最初の計畫であつた點に於てのみならず、後世の地誌編纂の上にかくの如き學統を垂れたことに於ても、此の書が單なる畿内の郷土地誌たるに止まらず、近世の日本地理學史の上に深い意義を持つものであることを思はざるを得ないのである。

擲筆するに當り、直接に又間接に多大の御指導を賜つた西田先生をはじめ、色々御手敷を煩はした蘆田伊人氏、柴田實氏、武藤誠氏に深く感謝の意を捧げるものである。

註 ① 並氏年譜

②③ 贊川他石氏、池上庵雜記（本道樂 第七卷）

④ 東海文庫所收豆州志稿解題

並河誠所の五畿内志に就いて（下）

第二十二卷 第四號

八二三